

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度 直流電源装置蓄電池緊急修繕
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 9 日
契約の相手方の氏名及び住所	東光電気工事株式会社 名古屋市中区錦2-5-5八木兵伝馬町ビル内
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 8, 8 0 0, 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 8, 8 0 0, 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	本業務は、名古屋合同庁舎第2号館地下2階第2電気室に設置している直流電源装置の蓄電池について取替作業を行うものである。 直流電源装置は非常時に直流の電源で動く装置をバックアップするものであり、非常用照明の点灯に欠かせないものであるが、今回直流電源装置の蓄電池の一つがショートしたことにより直流電源装置が利用できない事態となっている。 非常用照明は、地震や火災などの災害・事故で停電した際に点灯するものであり、建築基準法第35条によって設置義務が定められているが、直流電源装置が利用できないと非常用照明が点灯しない。照明が確保されないことによって、避難方向の認識が困難になり、避難速度の低下などが想定される。避難経路となる通路が暗いと事故やけがの原因となる可能性もあることから避難遅延及び事故を防ぐためにも早急な対応が必要である。 本修繕にあたり、万全かつ早急に作業ができるのは、2007年に本設備を設置し、構造に精通している東光電気株式会社である。 以上の理由から、随意契約しようとするものである。 根拠法令：会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号
備 考	